

令和8年度

宮津市事業者 DX 対応支援補助金のご案内

(申請要項)



《募集期間》

令和8年6月1日（月）～令和9年1月29日（金）

（交付決定額が市予算額に達するまで）

【 お問い合わせ先 】

宮津市役所 商工観光課商工係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

電話 0772-45-1663

FAX 0772-22-8480

E-mail s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

生産性向上のためのDX及びデジタル化に取り組み、事業継続や売上改善を目指す市内事業者に対し、事業実施に要する経費の一部を支援します。

1 支援の内容

対象事業	対象経費	補助率等
DX及びデジタル化対応に係る事業	業務、会計システムの導入（在庫・販売・勤怠管理、セルフオーダー、インボイス対応、キャッシュレス対応、システム導入必須でのタブレット、パソコン購入費、システムのリース料、サブスクリプションなど）、店舗内Wi-Fiの整備、ECサイト販売の導入に係る備品購入費、工事費、手数料、これらの導入に係るアドバイス、コンサルティング経費 等	補助対象経費（消費税等を除いた額）の2分の1以内 上限額 10万円 ※千円未満は切り捨て

【留意事項】

- ・汎用性が高く、使用目的が交付対象事業に限定できないタブレット、パソコンの購入は対象外です。
ただし、生産性向上に資するシステム等導入をする場合のみタブレット、パソコンの購入は対象です。
- ・Wi-Fi 整備に取り組む場合、無料公衆Wi-Fiのように多くの方が利用でき、多言語化に対応しているものに限定します。多言語化対応が確認できるものの添付が必要です（パスワード入力画面のスクリーンショット、利用者に向けた利用案内 等）。
- ・導入に係るアドバイス、コンサルティング経費について、マッチングサイト等を活用した都市部の副業・兼業人材の報酬、交通費、宿泊費も対象です。
- ・システム導入に係るサブスクリプションやリース料などについては、令和8年4月～令和9年1月の計10ヶ月分を年払い（一括払い）する場合のみ対象とします。

※ 詳細は「7 Q&A」等をご確認ください。



2

補助金の交付対象となるもの

次の（１）から（４）まですべてに該当する場合、補助金の交付対象となります。

※ 申請は1事業者につき1回のみ

（１）宮津市内に事業所を有する法人、個人事業者、団体であること。

中小企業者※、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人

※中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者

（２）事業を営んでいる者であって、今後も事業を継続する意思があること。

（３）事業完了後に市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。

（４）次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

①市税を滞納している者（徴収の猶予を受けているものを除く）

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

③宗教上の組織若しくは団体及び政治団体

3

対象期間

令和8年4月1日（火）から令和9年1月29日（金）までに納品・支払いが完了し、交付申請書を提出した事業が対象です。

以下の書類に必要事項を記入の上、提出先に郵送又は持参により提出してください。

(1) 交付申請時

- 宮津市事業者 DX 対応支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 事業報告書（様式第 2 号）
- 収支決算書（様式第 3 号）
- 同意・宣誓書（様式第 4 号、代表者の方の署名又は押印が必要）
- 領収書（支払の証拠書類）
- 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- 市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主等の場合のみ）
例 確定申告書（第 1 表）の写し、営業許可書や免許証の写し、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し 等
- 写真（購入した機器の型番、使用状況がわかるもの）
- 商品説明書やカタログ等（購入した機器等）
- 位置図、平面図（工事等が伴った場合のみ）
- 委託、雇用に係る契約書の写し（業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ）
- 請求書

(2) 募集期間

6月1日(月)より随時募集します。(期限:令和9年1月29日(金))

※ ただし、申請額の合計が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。

(3) 提出先

宮津市役所 商工観光課商工係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

電 話 : 0772-45-1663

E-mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp



宮津市役所ホームページは
こちらから

(4) その他

申請書の様式は、宮津市役所ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/9/9247.html>

事前相談

交付申請に当たってのご質問等について、宮津市役所 商工観光課商工係
(☎ 0772-45-1663) にご相談ください。

**ヒアリング**

申請書の内容について、必要に応じて聴き取りを行います。

**事業実施**

※ 申請要領等により補助対象者及び補助対象
経費の要件を十分にご確認ください。

**交付申請**

事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 1 月 29 日（金）のいずれか早い日まで
に必着で、郵送又は持参により必要書類を宮津市役所 商工観光課商工係に
提出してください。なお、持参の場合は、平日の午前 9 時 00 分から午後 4
時 30 分まで受け付けています。（正午から午後 1 時までの間を除く）

**交付決定兼額の確定通知**

申請書受領後 1 カ月を目途に交付の可否及び確定した交付金額を宮津市
から文書で通知します。

**精算払**

額の確定後 2 週間程度を目途に、宮津市から請求書口座へ振込を行います。

- (1) 宮津市事業者 DX 対応支援補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- (2) 事業報告書 (様式第 2 号)
- (3) 収支決算書 (様式第 3 号)
- (4) 同意・宣誓書 (様式第 4 号)
- (5) 請求書

※ 宮津市役所ホームページからダウンロードしていただけます。



宮津市役所ホームページはこちらから

Q1 市外に住んでいる事業主で、市内に事業所を設置しているが対象となるか。

A1 宮津市外に住所を有していても、事業所が宮津市内であれば対象となります。複数の事業所を有している場合は、宮津市内に所在する事業所のみを対象とします。

Q2 複数の事業所を展開しているが、事業所ごとに申請可能か。

A2 申請できません。申請は、1事業者につき1回です。

Q3 売上げ減少等の要件はあるか。開業後1年未満の事業者は、対象となるか。

A3 売上げ減少にかかる要件はありません。開業後1年未満であっても対象となります。ただし、開業していることを証明する書類を確認します。(登記、確定申告、開業届等で事業存在を確認)

Q4 これから開業予定だが、補助金の対象になるか。

A4 事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で、既に開業している事業者が対象であるため、開業予定の方は対象になりません。また、事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で稼働していない店舗等に対する事業も対象になりません。

<対象事業・経費について> ※ 具体的には、別表を参照

Q5 DX対応について、現在使っているシステムの機器が古くなったため、更新する場合は対象となるのか。

A5 同様の機器の購入や同様の使い方をするための修繕等、単なる更新は対象になりません。新規に導入するシステム等において使用するソフトウェア、機器等が対象となります。

※汎用性が高く、使用目的が交付対象事業に限定できないタブレット、パソコンの購入は対象外です。ただし、生産性向上に資するシステム等導入をする場合のみタブレット、パソコンの購入は対象です。

Q6 DX対応について、セルフオーダーシステム一式の中にレジで使用するタブレットが含まれているが対象となるか。

A6 原則、当該システムでのみ使用するタブレット及びパソコンは対象となります。

Q7 Wi-Fi整備について、回線工事の発注は、どの業者にしてもよいか。

A7 どの業者に発注いただいても問題ありませんが、市内経済活性化のため可能な限り市内事業者への発注をお願いします。

Q8 既存のWi-Fiに回線を追加する工事は対象となるか。

A8 新規の回線工事以外にも、既存のWi-Fi環境の改善のための回線追加や、ルーターやアクセスポイント等の追加についても、多くの方が利用可能なもの（多言語化対応は必須）は対象となります。

Q9 副業・兼業人材の雇用をする際、どのようなマッチングサイトを活用したらよいか。

A9 宮津市、宮津商工会議所、京都北都信用金庫を構成メンバーとする「MIYAZU 未来デザインセンター」では副業・兼業人材の活用を推進する取り組みを実施しております。当センターが推奨するマッチングサイトに限定しますので、下記までご相談ください。

[相談先]

宮津市役所 商工観光課商工係

電話 0772-45-1663

Q10 申請受付開始日より先だって事業に着手しているが、補助金の対象となるか。

A10 令和8年4月1日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

Q11 計画している事業は、別の補助金をもらう予定であるが「宮津市事業者 DX 対応支援補助金」と併用できるか

A11 当該補助金の趣旨に合致する事業であれば、他の補助金をもらっていても対象となります。ただし、補助対象経費は重複しないように見積明細書などにより明確に区分する必要があります。

※事業の重複は可、経費の重複は不可となります。

※併用する予定である他補助金の要件についても併用可であることを確認してください。

Q12 補助事業以外の経費と一緒に支払う予定なので、振込金額と補助対象経費が一致しないが問題ないか。

A12 支払金額と一致する請求書が添付できて、かつその請求書の内訳で補助対象経費がわかれば問題ありません。

Q13 導入予定 のシステムの見積書の明細が「工事一式」や「機器等」と記載されている場合でも補助申請は可能か。

A13 複数の経費を一式など まとめて記載された明細書では、補助対象経費を把握できませんので、交付は認められません。交付申請の時点で内訳がわかる経費明細書を提出してください。